

# よこはま市商連

138号 2006年(平成18年)3月10日号

発行 社団法人横浜市商店街総連合会  
発行人 岡野誠一  
〒231-0031 神奈川県横浜市中区万代町1-1  
横浜市教育文化センター11階  
TEL. 045-662-0874 FAX. 045-662-5888  
eメール shoren@iris.or.jp  
制作 有限会社商店街情報センター

市商連HP <http://www.yokohama-syoutengai.com/>

## 6月から違法駐車対策施行 発見即取り締まりに！

- (1) 放置駐車違反は即取り締まり！
- (2) 重点路線では民間の駐車監視員が巡回
- (3) 車所有者に放置違反金納付命令！
- (4) 違反金滞納者は車検手続き不可！

### 改正の主な内容

道路交通法の一部改正により、新たな違法駐車対策が今年6月1日から施行される。対策の主な内容は以下の通り。

#### 最初の発見で違反に

商店街に最も関係が深いのは、「駐車時間の長短に関係なく、放置違法駐車は、放置駐車違反（以下、違反駐車と略）の『確認標章』を取り付ける」という項目。  
現在は、違反駐車を発見しても、路面とタイヤにチヨークで印をして30分ほど

#### 重点路線・地区の設定と専門の駐車違反監視員

してから見回りにきて、なお放置されていた場合に違反とされるが、6月からは、最初に発見された時点で車に確認標章が切れ、車に貼り付けられる。  
「1台1台の駐車は短時間でも、そのような車が横行すれば交通を妨げ、事故にもつながりかねない」ためという。

確認業務の民間委託を行う警察署は、地域住民の意見、要望を踏まえた上で、駐車違反取り締まりの重点的取り締まり場所（重点路線・地区、最重点路線・地区）、時間帯などを定めた活動ガイドラインを策定し、公表する。

重点的取り締まり場所は各警察署管内の交通事情等に応じて指定される。どこになるかは、まだ調整中の地区もあり全ての指定路線・地区が決定された後、神奈川県警のホームページなどで公表される予定。

重点的取り締まり場所では、各警察署が委託する民間会社の駐車監視員が中心となり巡回する。駐車監視員が委託される業務は、「放置駐車車両の確認と写真撮影、駐車標章（駐車違反ステッカー）の作製と取り付け、違反データの作成、登録」など。

駐車監視員は、みなし公務員とされる。重点的取り締まり場所以外でも、迷惑駐車などを警察官が取り締まることは現行通り。

#### 車所有者に放置違反金納付命令！

違反駐車運転者が反則金を納付しない場合、車所有者などに放置違反金納付命令がなされる。

#### 違反金滞納者は車検不可！

違反金滞納者は、車検完了手続きができなくなる。また、3回以上納付命令を受けた常習違反者は3カ月以内の自動車使用制限命令が出される。

#### 各商店会の動向・声

##### 警察も困っている？

問題は、法改正をどこまで厳格に執行するかだろうか。

防犯関係の団体役員もしている磯子区商連の黒川順吉会長は、「磯子区の商店街で重点地区に指定されているところは殆どな



6月から駐車禁止地区での駐車取り締まりが厳しくなる。各商店街でも、車利用者への配慮がますます重要になる  
(写真は鶴見駅近くの豊岡商店街)

他頁の  
主な  
記事

2=都市計画法と中活法、改正へ 3=[クローズアップ商店街]東京都練馬区・サンツ中村橋 商店街有志で地域に必要なコミュニティ・レストラン経営 4=[フロム市商連]「市商連あり方」の論点整理まとまる / 今年も盛大に開催「消費者と商店街の集い」 / 市井の名店に60社が登録 / 応援バナー掲出等の依頼 / 防災トビックス3 5=[フロム市役所]平成18年度経済局商店街関連事業の予算案概要について / 横浜市の機構改革のお知らせ 6=[NEWS・NEWS]

い。ただ、配達などで重点地区にとめる車もあるだろうし、厳しく取り締まれば市民生活への影響は大きくなる。実際問題、ちよつとした買い物や荷物の搬入の駐車まで取り締まるかどうか疑問。ただ、裁量行政は批判される流れにあるので、どの程度取り締まるか警察も困っているようだ」と言う。

### 商店街周辺が重点地区、車客への影響も

「このあたりは重点地区になる。商店街内はもともと12〜18時が車進入禁止なのでそれほど変わらないと思う

が、隣接の公園周囲や国道16号に駐車して来るお客さんの一部が大型店などに行く恐れはある。当振組駐車場委員会で対策を検討中」（保土ヶ谷区洪福寺松原振組・伊藤進治理事長）。

### 心配はあるが当面、様子見

「うちの前はバス停で、まわりにコンビニや銀行もあり、路上駐車は結構ある。一度罰金とられたらお客さんはもつ来ないので心配はある。ただ、重点地区などの話は聞いていないし、当面は様子を見たい」（泉区なかだ商店会・谷口武夫副会長）。

### お目こぼしは不要

「大口通では午後1〜8時まで駐車禁止だが、通常20台程度が駐車している。受け入れる駐車場もあるし、来街者の安全を考えると取り締まりのお目こぼしは不要」（神奈川県大口通商店街協組・鈴鹿市即理事長）。

### お客さんにも連絡する

「取り締まりが厳しくなることは警察から伺っている。お客さんにはその点よくご注意申し上げる」（鶴見区鶴見銀座・田中事務局長）。

### 駐禁解除計画を駐禁に戻した例も

取り締まり重点地区が設けられる一方、駐車禁止が一部解除される地区もある。

南区の横浜橋通り及び横浜弘明寺商店街の各全蓋アーケード内はもともと駐車禁止地区だったが、近くの幹線道路の駐車規制が厳しくなるため、駐車禁止を一定時間解除する計画が出された。両商店街では、交通の支障になると計画の撤回を申し入れ、認められる見込みという。

# 都市計画法と中活法、改正へ

まちづくり3法のうち都市計画法と中心市街地活性化（中活）法の改正案が2月6日閣議決定され、今国会に提出された。都市計画法は可決後18カ月以内、中活法は3カ月以内に施行される。以下、改正案の骨子を紹介する。

## 都市計画法改正案骨子

1万平米超の大規模集客施設は郊外立地原則禁止に

大規模集客（商業、映画、娯楽、展示等）施設の立地できる用途地域が6地域から3地域に狭められる（下表参照）などが改正の大きな特徴。これは「郊外への大規模集客施設立地は都市

政策上もマイナスが大きい」ため。中活法改正案骨子

### 選択と集中、国の認定制へ

少子高齢社会を迎え、中心市街地の重要性はますます増している。一方、98年の中活法施行後700近くの中心市街地活性化基本計画が作成されたが、多くは実施段階に移行しておらず、実施した地区でも活性化された例は少ない。

このため従来は市町村が作成する基本計画について国は関与しなかったが、改正案では、内閣総理大臣の認定制とした。認定された計画について

都市計画法（案）  
（大規模集客施設立地について）

用途地域	現行	改正後
第二種住居地域 準住居地域 工業地域	大規模集客施設 の立地は制限なし	大規模集客施設については、用途地域の変更又は用途を緩和する地区計画決定により立地可能
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	制限なし	同左
工業専用地域	用途地域の変更又は地区計画決定が必要	同左
市街化調整地域	原則不可。ただし、計画的な大規模開発は許可可（病院、福祉施設、学校等は開発許可不要）	大規模開発も含め、原則不可。地区計画を定めた場合は許可（病院、福祉施設、学校等も開発許可を必要とする）

は、都市機能の集積促進策、街なか居住の促進策、商業等活性化策などについて現行以上の支援策を活用することができる。

横浜市では、関内関外地区と戸塚駅周辺の2地区で、中心市街地活性化基本計画を作成済み。両地区の見直し及び他地区での作成については未定。

東京都練馬区・(有)コメルサンツ中村橋(サンツ中村橋商店街振組有志)  
「森のレストラン コメルサンツ」

## 商店街有志で、地域に必要な コミュニティ・レストラン経営



▲平日のお昼時、かなり賑わっていたが、スタッフによれば「今日はすいているほう。待つお客様で行列ができる時もありますよ」

▼緑に囲まれた「森のレストラン」



西武池袋線・中村橋駅から徒歩2分ほど、区の公共施設(図書館、美術館、区民センターなど)がたまり、緑の多いゆとりたりした空間の一角中高年労働者福祉センター2階という好立地に、コミ

ニティ・レストラン「森のレストラン・コメルサンツ」はあった。レストランを経営するのは、駅前のサンツ中村橋商店街の有志により設立された、有限会社コメルサンツ中村橋。取材に伺ったのは平日のお昼時。公共施設を利用して習い事

を終えたと見られる女性のグループが次々来店して席が埋まる。「今日のランチは？」、「うーんどれにしようか迷うわ」と、豊富なメニュー選びも楽しそう。食材やメニュー、価格を利用の多い中高年にターゲットを絞って考えているのが人気の理由だ。スタッフは元のレストランで働いていたメンバーに戻ってもらったため皆キャリア20年近くのベテラン揃い。難なく注文をこなしていく。

ただ現在の悩みは、夜の時間帯の利用者が少ないこと。貸切りの予約が入る時以外は厳しい。商店街女性部(25名)の部長で、レストラン立ち上げの際にはメニュー委員会を組織するなどして活躍した川口菜旺子さん

は、「駅周辺はマンション建設も盛んで、若い世代の入居も多い。確実に需要はあるはず」と、子育て世代を視野に入れたアピール方法を模索中だ。「素敵にディナーもできるように、レストランのイメージをもっと少しおしゃれにできれば」と考える川口さんだが、問題は、厨房設備、照明器具、テーブル、椅子などすべてが区の持ち物となるため、自由に改装や入れ替えができないこと。

いくつかの課題はあるが、開店から約5年、自宅の食卓のように普段着で日常的に利用してもらえらることをコンセプトに開始した「森のレストラン」は、地域の方たちに確実に広く認知され貴重な存在になりつつある。

### \* 「有限会社コメルサンツ中村橋」

2000年末にサンツ中村橋商店街振組(83店)の組合員14名(現在は13名)が出資して発足。出資金は1口5万円、資本金330万円。

会社設立のきっかけが、このコミュニティ・レストラン事業。現在、森のレストランがあるスペースは、もともと区の委託業者によるレストランがあったが、撤退。2年間空いていたため、区が新たに店者を募集した際に、近隣に子ども連れで気軽に入れるレストランが欲しい、といった地域ニーズを充足させようと考え、商店街振興組合としては行いにくい営利事業などを担うことで商店街活動をサポートしようと会社を立ち上げた。

現在はコミュニティ・レストラン経営のみだが、商店街が10年来取り組んでいる駅周辺エリアのハード整備完成後には、地域のニートの若者などを中心に、駅前地区の放置自転車の整理やまちの案内などを担う「サンツ・ガーディアンズ」(仮称)を組織するなど、地域全体のまちづくりを睨んだ活動を本格開始する考え。

### \* 「森のレストランコメルサンツ」概要

2001年4月開店。店舗総面積は192平米。客席64席。スタッフは6名(シェフ1名、スタッフ5名)。

厨房施設や什器などは元のレストランの設備をそのまま使用できたため、特にまとまった開業資金は不要だった。毎月の経費は、食材、家賃、人件費、光熱費など。

営業時間は、平日は午前10～午後9時、日祭日は～午後6時まで。月曜定休。

メニューは、人気の日替わりランチをはじめ定食、軽食、デザート、飲み物やケーキなど豊富で一般のレストランに引けを取らない。食材は地元の店から仕入れている。

### \* 「コミュニティ・レストラン」とは

地域の人たちの多様なニーズに合わせ、「食」を核として、「安心安全な食の提供」、「高齢者の会食の場づくり」「障害者の働く場づくり」などのテーマで運営しようとするもの。生活支援、コミュニティセンター、循環型まちづくりなどの機能も合わせ持つ。

## 「市商連のあり方」論点を整理

市商連では、商店街をとりまく内外の環境変化に対応するため、昨秋「市商連のあり方検討委員会」を設置、検討を重ねてきたが、このほどの論点整理をまとめた。

- 骨子は以下の4点。
- (1) 個店や単会に必要な情報を提供する情報連絡機関（情報提供）
  - (2) 個店や単会のみでは解決できない問題について、行政等関係機関へ要望を行う機関（情報収集・意見集約）
  - (3) 個店や単会の「地域や消費者のメリット」を主眼とした事業展開を支援する（活性化支援）

(4) 自主財源を主体とした収支構造への転換

また、市商連年会費については、平成18年度は暫定措置として従来通り会員1店あたり12000円徴収するが、うち2000円を区商連に還元する案が提出された。

神奈川県商連との事業（情報提供、教育研修など）の調整、会費見直し案なども提出された。機関紙『よこはま 市商連』についても、現行の年6回発行を18年度から4回とする案が出された。

以上は、3月28日の市商連予算総会で審議のうえ決定する。

## 今年も盛大に開催「消費者と商店街の集い」



8千名の消費者が島倉千代子を中心としたショーを楽しんだ

市商連では2月25日、横浜文化体育館で「第29回消費者と商店街を結ぶ集い」を昼夜2回に分け開催、約8千名の消費者が参加した。今回は島倉千代子をメインにお笑いものまねショーなどを開催した。

集い開催に先立ち、優良商店従業員15名（市長表彰）、商店街役員23名（市商連会長表彰）、優良商業従業者45名（市商連会長表彰）の表彰式を行った。

## 区商連会長会議

2月22日午後2～4時に市商連会議室で開催した。この日は、「市商連のあり方」のまとめと18年度予算編成、市商連共通商品券の取り扱いなどについて審議したほか、市経済局の18年度商店街関係予算案、信用保証料率の弾力化（信用保証協会）などについて説明を受けた。

## 「市井の名店」に60社が登録

品揃えや接客などで多くの消費者の支持を得ながら、経営者の高齢化・後継者問題などで廃業する店を意欲ある挑戦者が後継するという「市井の名店事業」。

2月末現在で、提供店舗が9人（HP登録）後継希望者が60社となり募集は締め切られ、3月から後継希望者へのヒアリングが始まった。

## 応援バナー掲出等の依頼

Jリーグ一部の横浜F・マリノスから、「商店街単位での応援バナー（チーム旗）やPRポスター等の掲出による支援」及びサポートショップ入会の要請が寄せられている。支援する会には、同チーム主催試合の団体割引チケット（一部無償）提供や商店街イベントへの参加（マリノスブースの設置、キヤラクター派遣等）、サッカー教室の開催などで協力をする。

問い合わせ先  
電話 439・3015  
Eメール info@f-marinos.com

## 市商連理事会&予算総会

市商連では、3月28日（火）午前11時から、中区の開港記念会館1階会議室で理事会及び平成18年度の事業計画と予算などを決める予算総会を開催する。

## 従業員・家族の安否確認

日頃から、従業員・家族と災害時の安否確認等について話をしておきましょう。「産業防災連絡会議」

NTT災害用伝言ダイヤル「171」の利用

携帯電話災害用伝言板サービスの利用

従業員・家族の連絡網の作成（電話（携帯）番号）

連絡先カード（身分証明書）の用意

避難場所の確認

## 防災トピックス③

### 共通商品券情報

05年12・06年1月の実績（かつこ前年比）

発行額(万円)	回収額(万円)	回収率
210 (77%)	320 (49%)	152%

12月の発行額ベスト3（数字は万円）

- (1) 中区・協組伊勢佐木町商店街 45
- (2) 港南区・いずみプラザ上永谷商店会 40
- (3) 港南区・芹が谷銀座商店会 30

1月の発行額ベスト3

- (1) 神奈川区・大口通商店街協組 25

大型小売店舗の計画と届出書類を市役所で見るができます

横浜市内：問合せ先・縦覧場所・意見書提出先  
 【横浜市経済局商業・サービス課】TEL.045-671-2591  
 URL <http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/jourei/rittihou.html>  
 届け出の内容

・新設(新設のみ店舗所在区の各区役所区政推進課でも見るができます)				縦覧期間・意見書提出期限
大規模小売店舗の名称(所在区)	主な小売業者	開店日	店舗面積	
ららぽーと横浜(都筑区)	(株)イトーヨーカ堂、(株)大丸ほか	18.8.1	6,767 平米	18.5.7
・大規模小売店舗の施設の配置及び運営に関する変更				縦覧期間・意見書提出期限
大規模小売店舗の名称(所在区)	主な小売業者	主な変更点		
ナイス第3ビル(鶴見区)	(株)ナイス	開・閉店時刻ほかの変更		18.3.15
コープかながわ片倉店(神奈川区)	加藤岑ほか	閉店時刻ほかの変更		18.3.27
第二宮元ビル(西区)	(株)宮本ビル	閉店時刻ほかの変更		18.3.27
ライフ大口店(神奈川区)	野沢商事(株)	設置者代表者の変更		18.4.17
野沢商事株式会社磯子店(磯子区)	(株)松坂屋ストア	閉店時刻ほかの変更		18.4.17
日進ビル(西区)	(株)日進	店舗名称の変更		18.5.25
マルエツ中山店(緑区)				18.5.25
相鉄ジョイナス・大洋ビル・横浜ステーションビル・横浜地下街(西区)	相模鉄道(株)ほか	設置者代表者の変更		18.6.15
東戸塚西口プラザ(戸塚区)	生協コープかながわ他			18.6.15

予算案については現在議会審議中(議決前)ですが、商店街関連事業の概要を紹介いたします。  
 新たにコミュニティビジネスとの連携による商店街支援を加味した内容となっております。詳細につきましては、別途区毎の説明会の開催(5/6月)を予定しています。  
 1. 地域商店街緊急支援事業  
 (1)安全・安心な商店街づくり事業  
 防犯活動に取り組み商店街に対し、自主防犯活動経費及び街路灯電気料の

一部を助成。  
 (2)商店街を核とした街づくり支援事業  
 地域のまちづくりのため、区が行う商店街と区民との連携による商店街振興策を支援。  
 (3)市井の名店支援事業  
 個店事業者と継承希望者のマッチング、開業希望者の事業計画作成支援や既存店舗への経営診断等。  
 (4)街の賑わい創出プラン支援事業  
 商店街診断・商店街ビジョン策定等支援、「こだわりの逸品」街づくり、アドバイザー派遣、プラン実践支援、商店街実態調査等。  
 (5)商店街共同施設整備助成事業  
 街路灯や防犯カメラなどの共同施設整備の支援。  
 (6)商店街活性化イベント助成事業  
 商店街のイベント事業の支援。(会員数30店舗以下の商店街に限り、中元・年末セール等の経費も補助対象)  
 2. ライフタウン整備事業  
 公共施設整備と一体的に商店街が実施する商業基盤施設整備を支援。  
 3. 地域経済活性化支援事業

(1)地域経済元気づくり事業「新規」  
 商店街やコミュニティビジネス事業者等の横断的な連携を図る拠点を設置し、地域ニーズをふまえた新しい事業提案の実施や取り組みを支援。  
 (2)商学連携支援事業  
 商店街と大学等が協働で推進する活性化に向けた取り組みを支援。  
 (3)商店街空き店舗活用事業  
 空き店舗を活用して店舗等を開設する商店街や個人事業者等を対象に、改装費、家賃等を助成。  
 申請書の提出先について  
 「安全・安心な商店街づくり事業」、「商店街活性化イベント助成事業」の2事業については、申請書の提出先は「区商連」です。それぞれ申請の締め切りがありますのでご注意ください。

横浜市の機構改革のお知らせ

機構改革により4月1日から経済局商業・サービス課は、「経済観光局商業・コミュニティビジネス振興課」になります。これに先立ち事務所は2月27日に市庁舎周辺にある関内駅前第一ビル5階に移動しました(中区真砂町2-12)。

大規模小売店舗立地法の届出に係る縦覧等事務所にお越しになる際にはご注意ください。  
 \* 電話番号は変更ありません。

横浜市商店街総連合会会員のための年金共済

加入時期 平成18年5月~6月25日まで  
 (18年9月1日始期分)

右表の金額は、神奈川財団年金共済制度規程にもとづく給付であり、積立金に付利する予定利率は1.25%(配当金は含まず)として計算した額ですが、今後、変動(増減)することがあります。したがって将来のお支払い額をお約束するものではありません。

10年確定年金給付額等試算表 ・2口 月1万円の場合

加入期間	掛金累計	脱退一時金	基本年金月額
5年	600,000円	約 599,700円	約(5,260)円
10年	1,200,000	1,233,920	10,810
15年	1,800,000	1,904,880	16,690
20年	2,400,000	2,614,760	22,910
25年	3,000,000	3,365,920	29,490

お問い合わせは... 神奈川県中小企業振興財団 事務局・Tel 045-312-5186

## スタンバイ 青色防犯パトロール

都筑区の中川商店連合会は、安全安心のまちづくりの一環として、隊員9名からなる防犯パトロール隊を設置。会員は配達などの際、車に防犯ステッカーを掲示している。

また、隊員全員が都筑警察署の「青色防犯パトロール講習（1日で無料）」に参加。受講修了者が2人以上いる団体はパトロール中に使用する自動車に「青色回転灯」装備を申請できる。

同会では、吉野栄輔会長の車に装備を申請。4月から毎月3回程度、パトロールする予定。

\*青色回転灯は、団体の名称及び「自主防犯パトロール中」のステッカーを掲示した自動車の屋根に装備、一定のコースを巡回中のみ回転点灯できる。



吉野会長(酒屋)の店では、配達などに使う車に防犯ステッカーを貼っている

## 医療機関マップ配付中

鶴見区・鶴見銀座商店街協組が、県の支援を得て、「つるぎん医療機関マップ」を3万部作成、2月末から加盟店や医療機関を通じて配付している。

近年、同商店街内の空き店舗や周辺部に医療機関が増えたため、(1)住民・来街者に地元の医療機関を知ってもらい、(2)通院患者らに商店街を知ってもらう、の2点が目的。

形態は、A3判2つ折り。保存版ということで厚紙、カラー印刷。外側2ページは、同協組の有志20店で昨年から始めたふくふくスタンプの説明と参加店紹介、内側2ページが医療機関と商店街マップ。周辺の17医療機関と4薬局のほか、鶴見区内の休日診療所などの電話番号を掲載している。

## 戸塚区商連に青年部

戸塚区商連は、2月の区商連役員会で青年部設立を審議、承認した。初代部長は戸塚駅東口ラピス商店会の片山大蔵氏。当面、イベントの運営を担当する一方で、区内各地の若手商業者らに入部を働きかけるといふ。

## 節分イベント

神奈川区の大口通商店街協組では、2月3日、数年ぶりに豆まき大会を開催した。福豆を入れた袋を6500ほど商店街内12カ所でまいた。うち3千

強が景品入りで、同協組提供の御縁玉、インスタントラーメン、野菜や果物などのほか、各店も10個程度提供。夏の夜店と同じぐらい多くの人があつた。

南区の横浜弘明寺商店街協組でも同日、商店街中央の観音橋で福豆と各店景品引換券などの入った袋約800個をまいた。なお、3月下旬から4月上旬にかけて、恒例のさくらまつりを地域の諸団体と共に開催。年間で最も人が集まるイベントで、桜情報と地図を地下鉄全線で配布する。

## くらし再発見講座

港南区商連が港南区消費生活推進委員、港南区役所と共に、3月22日(水)午後1時30分から3時に、同区総合庁舎5階の港南公会堂で開催する。

第1部は、「商店街がおもしろい」をテーマとする講演。講師は、慶應大学文学部教授で芥川賞作家でもある、荻野アンナ氏。

第2部は、区商連加盟商店会が景品を進呈するお楽しみ抽選会。

## まちのニュースやご意見を

本紙へのアンケートをお願いします  
市商連HPの『よこはま市商連』へアクセスし、最新号を見ていただくアンケート欄に行くように設定してあります。  
商連HP  
<http://www.yokohama-syoutengai.com/>